

岸和田市木造住宅除却事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条** この要綱は、耐震性が不足している木造住宅の建替えを促進するため、本市に存する木造住宅の所有者（国又は地方公共団体を除く。）が行う木造住宅の除却工事に対し、予算の範囲内でその除却工事費用の一部を補助金として交付することにより、地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。
- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造又は混構造（木造の建築物のうち、その一部に木造以外の構造を含むものをいう。）のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類する用途を兼ねる場合にあっては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号。）第2条第1項に規定する建築士であって、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 一般財団法人日本建築防災協会（以下「防災協会」という。）主催「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」を受講し、「登録資格者講習修了証明書」の交付を受けた者
 - イ 公益社団法人大阪府建築士会が平成24年度以降に主催した「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、「受講修了証」の交付を受けた者
 - ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有する者であると市長が認めた者
- (3) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。）第4条第1項に規定する基本方針別表第1第1号に基づき、防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法、精密診断法（ただし、時刻歴応答計算による方法を除く。以下同じ。）又はその他市長が適当と認める方法に基づき、耐震診断技術者が建築物の耐震性について判定するものをいう。
 - イ 国土交通省住宅局監修、防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」によるものをいう。
- (4) 除却工事 木造住宅の所有者が木造住宅の全て（基礎を含む。）を解体することをいう。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。
- (5) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号。）に基づく業種（土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれか）の許可又は再資源化等に関する法に基づく都道府県知事による登録を受けた事業者をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、規則の定めるところによる。

(補助対象木造住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けて建築されたもの又は昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (2) 耐震診断により耐震性が不足していると認められるもの（前条第1項第3号イによる耐震診断にあつては7点以下と診断されたもの）
- (3) 公共事業による除却又は移転、建替え等の補償対象になっていないもの
- (4) 過去に岸和田市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成20年7月1日施行。）による補助金の交付を受けていないもの
- (5) この要綱に基づく補助金以外に除却工事に係る他の補助金等の交付を受けていないもの又は受ける予定がないもの

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（個人に限る。）をいう。

- (1) 補助対象木造住宅の所有者であつて、補助対象木造住宅を除却する者であること。
 - (2) 本市が賦課する市税を滞納していないこと
 - (3) 岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- 2 補助対象木造住宅を複数の所有者で共有又は区分所有しているときは、全所有者のうち補助金の交付の申請をする者を補助事業者とする。
 - 3 補助対象木造住宅の所有者が死亡しているときは、全相続関係者のうち補助金の交付の申請をする者を補助事業者とする。
 - 4 前2項の規定により補助金の交付の申請をする者は、当該共有者全員、区分所有者全員又は相続関係者全員から補助対象木造住宅の除却工事の同意を得ていること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い方の額に当該補助対象木造住宅の延べ面積を乗じて得た額とする。

- (1) 国土交通大臣が定める住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額のうち、住宅の除却事業に係る1平方メートル当たりの限度額
 - (2) 補助事業者が補助対象木造住宅の除却に要する工事費を当該補助対象木造住宅の延べ面積で除した額
- 2 前項第2号の補助対象木造住宅の除却に要する工事費とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 補助対象木造住宅の解体に要する工事費
 - (2) 補助対象木造住宅の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
 - (3) 周囲への安全を確保する上で、補助対象木造住宅の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当である

と認められる工事等に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象木造住宅の解体に要する諸経費（家財道具・車両・機械等の処分費、舗装等による敷地整備費、補助対象木造住宅の基礎を除く地下埋蔵物（浄化槽等）の除却費を除く。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に10分の7を乗じて得た額とする。ただし、400,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請は、木造住宅除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 付近見取図

(2) 現況写真

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 市税の完納証明書又は市税の納付状況確認同意書（様式第3号）

(5) 補助対象木造住宅が法第6条第1項により建築主事の確認を受けた日が確認できる書類又は建築された年月が確認できる書類

(6) 補助対象木造住宅の耐震診断により耐震性が不足していることがわかる書類

(7) 耐震診断技術者であることを証する書類（耐震診断が第2条第1項第3号アの場合のみ）

(8) 補助対象木造住宅及び補助対象木造住宅が所在する土地の所有者が確認できる書類

(9) 補助対象木造住宅の所有者が死亡している場合は、所有者との相続関係が確認できる書類

(10) 除却工事実施（変更）計画書（様式第4号）

(11) 除却工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が分かるもの）

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 次条の規定による交付が決定する前に、補助金の交付の申請を取下げ場合は、木造住宅除却事業補助金交付申請取下届（様式第5号）を、市長に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、木造住宅除却事業補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）を補助事業者へに通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したときは、木造住宅除却事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）を当該申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 補助事業者は、規則第7条第1項に定めるもののほか、補助対象木造住宅を除却した跡地について、土砂等の流出、雑草の繁茂等、地域の居住環境を阻害しないよう、適正管理に努めること。

（除却工事の着手）

第10条 補助事業者は、交付決定通知書の通知日以降、速やかに除却工事に着手するものとする。

(変更等の承認)

第 11 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号の承認の申請をするときは、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げる書面に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 規則第 7 条第 1 項第 1 号及び 2 号の承認補助事業内容変更承認申請書 (様式第 8 号)

(2) 規則第 7 条第 1 項第 3 号の承認補助事業中止・廃止承認申請書 (様式第 9 号)

2 前項の必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前項第 2 号にあたっては、書類の添付は不要とする。

(1) 変更内容の分かる図面・写真

(2) 除却工事実施 (変更) 計画書 (様式第 4 号)

(3) 除却工事の見積書 (変更後) の写し

(軽微な変更)

第 12 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

(交付決定の変更及び取消の通知)

第 13 条 市長は、第 11 条第 1 号及び規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、木造住宅除却事業補助金交付決定変更通知書 (様式第 10 号) により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第 11 条第 2 号及び規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、木造住宅除却事業補助金交付決定取消通知書 (様式第 11 号) により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 14 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の 2 月末日 (2 月末日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日、日曜日又は土曜日 (以下「休日等」という。) にあたるときは、その翌日以降の休日等でない直近の日) のいずれか早い日までに木造住宅除却事業実績報告書 (様式第 12 号。以下「実績報告書」という。) により行うものとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 除却工事が完了したことが分かる写真

(2) 除却工事の請求書の写し (補助対象経費の明細が分かるもの)

(3) 除却工事の領収書の写し

3 第 17 条第 1 項の規定による補助金の受領を委任する場合は、前項第 3 号に規定する書類に代えて、除却工事の請求金額から補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定をした場合には、木造住宅除却事業補助金交付額確定通知書 (様式第 13 号) により通知を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第 16 条 補助金の請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、木造住宅除却事業補助金交付

請求書（様式第 14 号。以下「請求書」という。）により行わせるものとする。

（補助金の代理請求及び代理受領）

第 17 条 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて除却工事を行った除却工事施工者に対し、木造住宅除却事業補助金の代理請求及び代理受領（以下「代理請求及び代理受領」という。）を委任することができる。

2 補助事業者は、前項の委任をするときは、着手する前に代理受領及び代理請求を委任しようとする除却工事施工者（以下「代理受領者」という。）から当該委任に係る同意を得るものとする。

3 補助事業者が、第 1 項の規定による委任をしたときは、補助金交付請求書に木造住宅除却事業補助金の代理請求及び代理受領に係る委任状（様式第 15 号。以下「代理請求及び代理受領委任状」という。）を添付して、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第 18 条 市長は、第 16 条に規定する補助金の交付請求を受けたときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

2 市長は、代理請求及び代理受領委任状を添えた補助金交付請求書を受けたときは、前項の規定において「補助事業者」とあるのは「代理受領者」とし、また「補助金」とあるのは「補助金に相当する額」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により代理受領者に補助金に相当する額を交付した場合、補助事業者に補助金を交付したものとみなす。

（決定の取消し）

第 19 条 市長は、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（3）第 8 条に規定する補助金の交付の決定前に着手したとき。

（4）市長の指示に従わないとき。

（5）その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、木造住宅除却事業補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（返還通知書）

第 20 条 規則第 18 条の規定により補助金等の返還をさせようとするときは、木造住宅除却事業補助金返還通知書（様式第 16 号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（加算金及び延滞金）

第 21 条 補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）が補助金の返還を命ぜられた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号。以下、「補助金適正化法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づく加算金を市に納付しなければならない。

2 被交付者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金適正化法第 19 条第 2 項の規定に基づく延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

第 22 条 市長は、被交付者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(書類の保存)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金が交付された日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条、第 11 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 11 条関係)

様式第 9 号 (第 11 条関係)

様式第 10 号 (第 13 条関係)

様式第 11 号 (第 13 条、第 19 条関係)

様式第 12 号 (第 14 条関係)

様式第 13 号 (第 15 条関係)

様式第 14 号 (第 16 条関係)

様式第 15 号 (第 17 条関係)

様式第 16 号 (第 20 条関係)

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。